

住宅ローン「シンプル・サポート」

(令和2年9月1日現在)

資金使途	<ul style="list-style-type: none">・住宅ローンの借換資金・住宅の増改築・修繕資金・その他家屋修繕等工事資金 (外壁の塗装、バルコニー、車庫・物置の設置、瓦の葺き替え、給排水工事等)・上記資金使途に関する諸費用
融資対象者	<ul style="list-style-type: none">・団体信用生命保険に加入できる個人・事業主の方
勤続年数	<ul style="list-style-type: none">・勤続・営業年数が5年以上で、安定継続した収入がある方
融資金額	<ul style="list-style-type: none">・1,500万円以内
融資期間	<ul style="list-style-type: none">・20年以内
融資利率	<ul style="list-style-type: none">・金庫所定金利となります。・尚、団体信用生命保険料は融資利率に含まれております。・変動金利は長期プライムレートに連動して、年2回見直しを行いません。
所得合算	<ul style="list-style-type: none">・貸付対象物件に本人と同居する予定の方・申込本人との続柄が、配偶者、親、子の方
申込年齢	<ul style="list-style-type: none">・25歳以上65歳未満の方(完済時年齢は80歳未満とします。ただし、団体信用生命保険の種類により異なります。)
返済方法	<ul style="list-style-type: none">・毎月の元金または元利金均等分割返済 (融資額の2分の1を限度にボーナス併用も可能です。)
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none">・原則1名(法定相続人)とします。なお、所得合算者の方、担保物権を全部所有又は持分所有する方、また当審査において必要と認められた方は連帯保証人に付して頂く場合もあります。
担保	<ul style="list-style-type: none">・ご融資物件の土地・建物に当金庫を第1順位とした抵当権を設定させていただきます。また、担保敷地内の地上に既存の建物が存在する場合は同時に担保設定させていただきます。
火災保険	<ul style="list-style-type: none">・原則、融資額以上の保険金額で、借入期間相当の長期特約火災保険に一括加入して頂きます。 (尚、火災保険料も融資金額に含めて頂くこともできます。)
担保評価	<ul style="list-style-type: none">・当金庫所定の評価方法によります。
返済比率	<ul style="list-style-type: none">・300万円未満 25%以内・500万円未満 30%以内・700万円未満 35%以内・700万円以上 40%以内
手数料	<ul style="list-style-type: none">・融資取扱手数料200円(消費税別)と、住宅ローン取扱手数料として30,000円(消費税別)が必要となります。

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務課（9時～17時、電話：0226-22-6831）にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務課または全国しんきん相談所にお問合わせください</p>
---------------------------	--

〈詳しくは店頭窓口へお問い合わせ下さい。〉